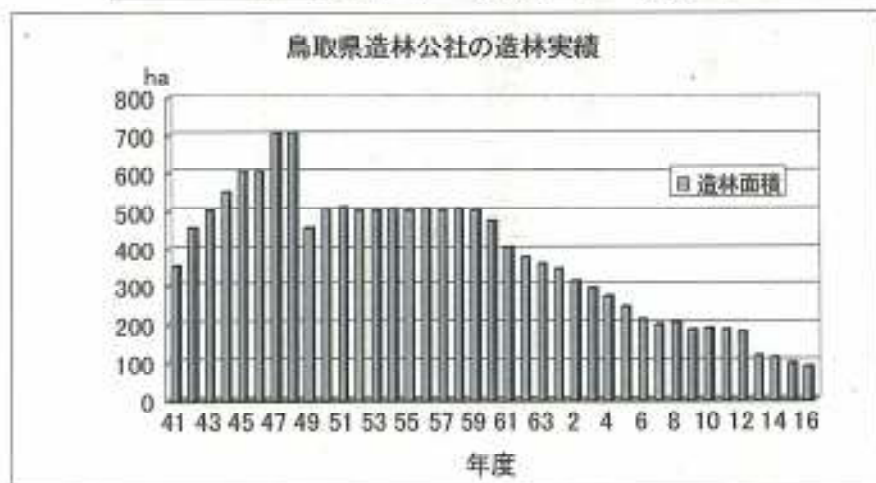


鳥取県造林公社の概要

■法人の概要

- 1) 名称 財団法人 鳥取県造林公社
- 2) 設立許可 昭和41年4月13日
- 3) 設立根拠 公益法人(民法第34条)
森林整備法人(分収造林特別措置法第9条)
- 4) 基本財産 出えん金1,000,000円(鳥取県1,000,000円)
- 5) 目的 森林資源の造成及び整備を推進することにより、県土の緑化及び保全並びに水源のかん養を図り、もって農山村の振興と県民の福祉の向上に寄与する。
- 6) 経営面積 森林所有者による造林が進みがたい地域において、分収造林方式により森林資源を造成(県下人工林面積の12%)。

森林面積	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ
14,565ha	4,675ha (32%)	7,262ha (50%)	2,602ha (18%)	26ha



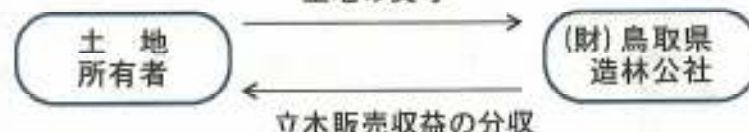
※平成16年度が新規植栽最終実施年度

7) 契約状況	契約件数	契約対象者数	実地権者数
	1,860件	5,265名	17,402名

- 8) 長期借入金残高 30,690,876千円 (H21年度末)
日本政策金融公庫7,595,215千円 (利率:無利息~3.5%)
鳥取県 23,095,661千円

■分収造林の仕組み

造林公社が新植・保育の造林費用を全額負担し、伐採期(契約終了時)に立木販売収益を一定割合(分収割合)で分収土地の貸与

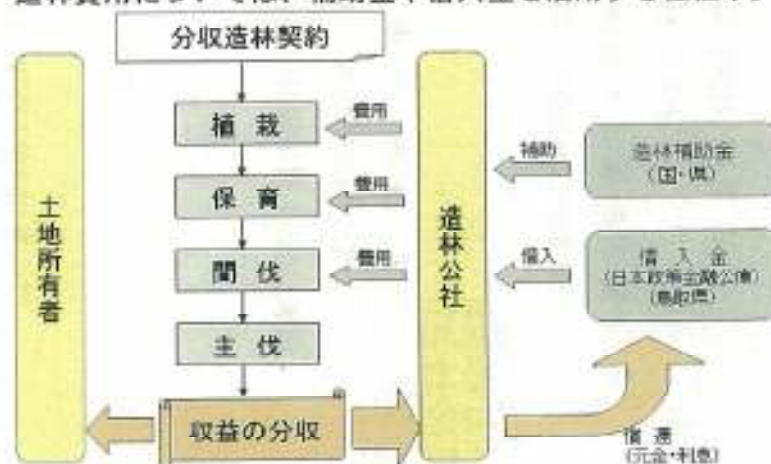


■収益分収の割合(造林契約時)

	土地所有者	造林公社	契約期間
S41~H10	40%	60%	60年
H11~H14	30%	70%	~
H15~H16	20%	80%	80年

■資金の流れ

伐採期を迎えるまで収入を得ることができないため、造林費用については、補助金や借入金を活用する仕組み。



鳥取県造林公社の組織

役員
理事長 寺坂 安雄
副理事長 鹿田 道夫
理事 鹿田 道夫、入澤 宏、石田 耕太郎、寺谷 誠一郎、西山 道子、小椋 恵子
監事 小林 昌司、小谷 昇

職員

